

様式第 2 2 号（第 2 2 条関係）

現場代理人等決定（変更）通知書

年 月 日

諫早市上下水道事業管理者 様

受注者 住所  
氏名

下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

契約番号 第 号  
工 事 名  
工事場所 諫早市 町 番地内

1 現場代理人

氏 名

※他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人、配置技術者との兼務（該当に○）

兼務はありません。
兼務があり、別途協議します。

2 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐

施工体制	技術者の区分	氏 名	資格経験等	登録番号又は 資格者証番号
直営 ①全て自社施工	主任技術者 〔 専任 〕 〔 非専任 〕 ※いずれかに○			
②下請総額 4,500万円未満				
一部 下請 施工 ③下請総額 4,500万円以上 〔4,500万円未満で 監理技術者を配置 する場合を含む。〕	監理技術者 又は 特例監理技術者			
	監理技術者補佐			

※他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人、配置技術者との兼務（該当に○）

※請負代金4,000万円以上の場合

兼務はありません。
兼務があり、別途協議します。

3 専門技術者（工事の種類 工事）

氏 名	資格経験等	登録番号又は 資格者証番号

## 備考

- 1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず主任技術者を選任すること。なお、配置技術者については、請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上となる場合は工事ごとに専任の者を、下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上となる場合は主任技術者に代えて監理技術者を選任すること。
- 2 資格経験欄には、本件工事に必要となる資格を記入するとともに、資格者証等の写し（実務経験者の場合は、実務経歴書）を添付すること。
- 3 監理技術者及び特例監理技術者については、監理技術者資格者証（表・裏）の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。
- 4 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。